

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 19 回 2015 年 8 月

税関総署、「一括徴税制度」を正式に導入

本アラート分析対象法規:

- 「全国範囲での一括徴税の普及に関する公告」税関総署公告、2015 年第 33 号

税関総署は、2015 年 7 月 24 日付で「全国範囲での一括徴税の普及に関する公告」(以下「33 号公告」)を公布した。同公告は、2015 年 7 月 27 日より、従前のパイロットモデルを基本にして、全国的に当該一括徴税制度を普及させることを決定した。また税関総署は、当該制度において、輸出入企業の貿易の利便性の向上を図り、かつ通関コストを引き下げるため、条件を満たす輸出入納税義務者の一定期間内の複数の輸入に係る税を通関翌月に一括後納できるように変更するものであり、そのため、一括徴税の適用条件や申請プロセス、申請方法及び規定違反の処罰についても具体的に規定した。

背景

一括徴税制度は、税関徴税管理制度の改革の重要なトライアルであり、税関における企業信用分類及びペーパーレス化手続きの一環でもある。そのため、税関総署は、2013 年 8 月より北京、天津、大連、沈陽、ハルピン、上海、青島、広州、西安の 9 都市を先行して一括徴税のプログラムを開始した。このパイロットモデルの成功により、全国レベルにまで拡大していくことになった。

一括徴税制度の概要

企業から十分な総担保を差し入れられた場合、税関は、通関書類の審査と確認を行ったのち貨物をまず通過させ、一定の納税期間内であれば、通関に係る一括納税を容認するものとする(先に通過/後に納税)。

なお、33 号公告によると、条件を満たす企業は、登録地の直属税関の関税職能部門に対し、一括徴税の申請を行い、「一括徴税企業専用評価表」を提出し、当該制度を適用して輸入通関手続きを行う場合、申請予定の 1 か所もしくは複数か所の直属税関を列記しなければならない。また、一括徴税制度を適用する企業は、輸出入通関申告書上の経営単位であり、かつ、下記の条件に合致していなければならない。

- 1) 税関税金電子支払システムのユーザーであること。
- 2) 税関企業信用分類が「高級認証」「一般認証」であること。
- 3) 前年度の月平均納税回数が4回以上であること。
- 4) 企業の申告が規範要求に合致し、税関の審査が必要とする資料及び情報を提供し、税関徴収管理法律・法規を遵守し納税に遅滞が無いこと。
- 5) 一括徴税に適合しないその他の状況がないこと。

上記信用評価の条件を満たした企業は、属地関税職能部門に総担保を提出しなければならない。総担保の形式は、保証金あるいは保証状となり、保証状の受益者は、企業登録地の直属税関及びその他の一括徴税予定の直属税関である。

企業に未納税リスクが発生した場合、徴税地の直属税関の関税職能部門は、企業の総担保届出を凍結し、その一括徴税を一時的に停止することができる。企業が一括徴税の申請条件を満たさなくなった、または、年度内に2回以上の延期納税、あるいは税金の過小納付、若しくは脱税等の税収徴収管理リスクが存在する場合、属地関税職能部門は、その一括徴税資格を取り消し、合わせて「一括徴税作業モデル適用取消通知書」を発行する。

KPMG の所見

一括徴税制度は、税関の貨物輸入に係る税(関税、増値税等)に対する新たな徴税モデルであり、徴収管理範囲を拡大することによって、税関における信用度が高い企業の集中管理が実現できる。当該制度は、法令を遵守する企業の便益に供しており、通関時間の短縮化や資金繰り改善が期待できるものである。

一括徴税の適用条件を満たす企業は、当該制度がもたらすメリットを享受するため、適時に税関に申請して資格取得を行うことをご提案します。

KPMG インターナショナルトレーディング及び税関チームは、豊富な税関ナレッジならびに実務経験を有しており、一括徴税資格の申請、銀行担保の取扱い、税関とのコミュニケーションなど、企業に有益で、かつ、効果的なご指導とサポートをご提供しております。

